

食料品価格高騰対策事業(介護サービス)支援金支給要綱 (新旧対照表)

旧	新
<p style="text-align: center;">食料品価格高騰対策事業(介護サービス)支援金支給要綱</p> <p>付 則 この要綱は、令和7年1月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。 なお、従前の要綱については廃止する。</p> <p>付 則 この要綱は、令和7年11月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>< 追 加 ></p>	<p style="text-align: center;">食料品価格高騰対策事業(介護サービス)支援金支給要綱</p> <p>付 則 この要綱は、令和7年1月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。 なお、従前の要綱については廃止する。</p> <p>付 則 この要綱は、令和7年11月11日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</p> <p>付 則 この要綱は、令和8年1月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。 ただし、施行前に令和7年度申請のあった支給額については、1日あたり101円(3食分)を1日あたり108円(3食分)で申請があったものとみなす。</p>

食料品価格高騰対策事業(介護サービス)支援金支給要綱 (新旧対照表)

旧	新
<p>別紙1 第2条(1)の事業者の支給額</p> <p>1 支援金の支給額は、次の各号により算定された金額の合計(千円未満端数切り捨て)とする。</p> <p>(1) 上期(令和7年4月1日～9月30日)</p> <p>1日あたり101円(3食分)に、令和7年4月1日から9月30日までの特定入所者介護サービス費および特定入所者介護予防サービス費(補足給付)の給付件数に1/2を乗じた額とする。</p> <p>また、上期中に事業を開始、休止、廃止または定員変更した場合も同様とする。</p> <p>(2) 下期(令和7年10月1日～令和8年3月31日)</p> <p>1日あたり101円(3食分)に、基準件数を乗じ、1/2を乗じた額とする。</p> <p>なお、基準件数は、令和7年4月1日から9月30日までの特定入所者介護サービス費および特定入所者介護予防サービス費(補足給付)の給付件数とする。</p> <p>また、上期から補足給付の給付件数が大幅に増減する場合や下期中に事業を開始、休止、廃止または定員変更した場合は、サービス提供実施期間・日数に応じて別途、支給額の算定を行う。</p>	<p>別紙1 第2条(1)の事業者の支給額</p> <p>1 支援金の支給額は、次の各号により算定された金額の合計(千円未満端数切り捨て)とする。</p> <p>(1) 上期(令和7年4月1日～9月30日)</p> <p>1日あたり<u>108</u>円(3食分)に、令和7年4月1日から9月30日までの特定入所者介護サービス費および特定入所者介護予防サービス費(補足給付)の給付件数に1/2を乗じた額とする。</p> <p>また、上期中に事業を開始、休止、廃止または定員変更した場合も同様とする。</p> <p>(2) 下期(令和7年10月1日～令和8年3月31日)</p> <p>1日あたり<u>108</u>円(3食分)に、基準件数を乗じ、1/2を乗じた額とする。</p> <p>なお、基準件数は、令和7年4月1日から9月30日までの特定入所者介護サービス費および特定入所者介護予防サービス費(補足給付)の給付件数とする。</p> <p>また、上期から補足給付の給付件数が大幅に増減する場合や下期中に事業を開始、休止、廃止または定員変更した場合は、サービス提供実施期間・日数に応じて別途、支給額の算定を行う。</p>

食料品価格高騰対策事業(介護サービス)支援金支給要綱 (新旧対照表)

旧	新
<p>別紙2 第2条(2)の事業者の支給額</p> <p>1 支援金の支給額は、次の各号により算定された金額の合計（千円未満端数切り捨て）とする。</p> <p>(1) 上期（令和7年4月1日～9月30日）</p> <p>1日あたり101円（3食分）に、延べ入所者数を乗じ、1/2を乗じた額とする。</p> <p>(2) 下期（令和7年10月1日～令和8年3月31日）</p> <p>1日あたり101円（3食分）に、基準件数を乗じ、1/2を乗じた額とする。</p> <p>なお、基準件数は、令和7年4月1日から9月30日までの延べ入所者数とする。</p> <p>また、下期中に事業を開始、休止、廃止または定員変更した場合はサービス提供実施期間・日数に応じて別途、支給額の算定を行う。</p>	<p>別紙2 第2条(2)の事業者の支給額</p> <p>1 支援金の支給額は、次の各号により算定された金額の合計（千円未満端数切り捨て）とする。</p> <p>(1) 上期（令和7年4月1日～9月30日）</p> <p>1日あたり108円（3食分）に、延べ入所者数を乗じ、1/2を乗じた額とする。</p> <p>(2) 下期（令和7年10月1日～令和8年3月31日）</p> <p>1日あたり108円（3食分）に、基準件数を乗じ、1/2を乗じた額とする。</p> <p>なお、基準件数は、令和7年4月1日から9月30日までの延べ入所者数とする。</p> <p>また、下期中に事業を開始、休止、廃止または定員変更した場合はサービス提供実施期間・日数に応じて別途、支給額の算定を行う。</p>

